産業再生特区による税制優遇について

■ 復興特区法とは

- ・ 東日本大震災復興特別区域法(以下「復興特区法」という。)は、東日本大震災からの復興 の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的として2011 年12 月26 日 に施行されました。
- ・ 被災自治体は、国が策定する基本方針に基づき復興推進計画を作成し、内閣総理大臣の認 定を受けることができます。(岩手県産業再生復興推進計画:2012年3月30日認定)
- ・ 認定復興推進計画に基づく復興推進事業は、税制の優遇などの一定の措置が受けられます。

■ 岩手県産業再生復興推進計画の概要

◆ 計画の特徴

産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図るとともに、地域の特性を生かした産業 を振興することにより、被災地域の経済の活性化を図ることを目的に、計画したものです。

◆ 目標

沿岸地域並びに沿岸地域から通勤することが可能な地域及び沿岸地域と日常的取引関係 を有する産業が所在する地域において、それぞれの地域の特性を生かした産業の集積を図 ることにより、被災地域における雇用機会の確保・創出を図ります。

◆ 集積を目指す主な産業分野

- ものづくり産業(セメント関連産業、鉄鋼関連産業、電子機械製造関連産業、 輸送用機械器具関連産業)
- · 医療薬品関連産業
- ・ 情報サービス関連産業
- 木材関連産業
- ・ 環境負荷低減エネルギー関連産業 ・ 観光関連産業
- 食品関連産業

• 水產関連產業

農業及び関連産業

※商業・サービス業については、市町村が作成する復興推進計画により集積を図っています。 計画の認定を受けた市町村 5市町

釜石市(2013年3月)、大船渡市(2016年3月)、山田町(2016年6月)、 陸前高田市 (2016年12月)、大槌町 (2016年12月)

◆ 主な優遇措置

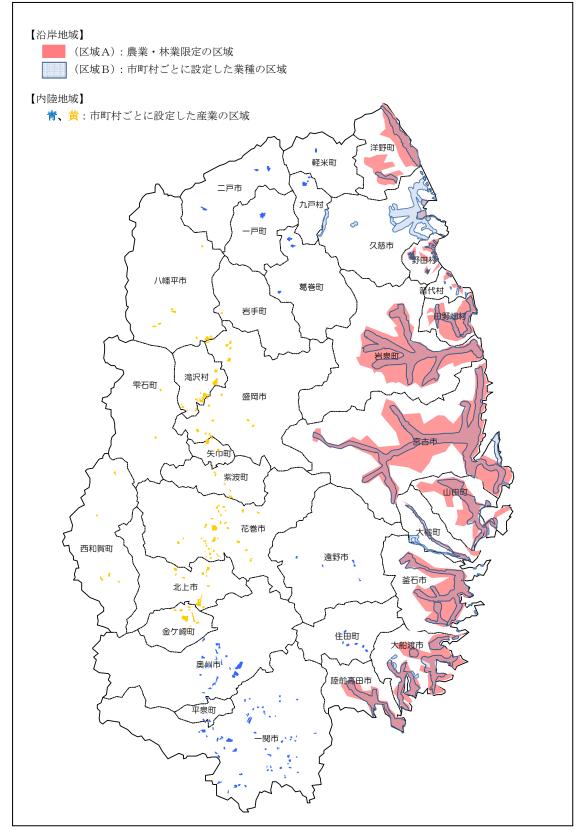
集積産業(業種)の事業者が、復興に寄与する事業(新規投資や被災者雇用等)を行う 場合には、復興特別区域法に基づく県の指定等を受けることにより、税制の優遇措置等を 受けることができます。

主な優遇措置

- 取得設備等についての特別償却又は税額控除 [37条] (地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)
- 雇用者等に係る法人税の特別控除〔38条〕

◆ 復興産業集積区域の範囲(イメージ図)

○ 以下の各色で塗りつぶされた範囲が、復興産業集積区域のイメージ



※ 詳細は以下のHP (ホームページ)の「地番等一覧(詳細)」で確認してください。 「岩手県HP」 \rightarrow 「震災復興」 \rightarrow 「なりわいの再生」 \rightarrow 「産業再生特区による税制優遇について」

◆ 集積を目指す業種(対象業種) (沿岸市町村共通) 1/2

〇 セメント関連産業

(ア) 特定業種

212 セメント・同製品製造業

(イ) (ア)の関連業種

05 鉱業、採石業、砂利採取業	15 印刷・同関連業	25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業	44 道路貨物運送業	47 倉庫業
481 港湾運送業(一部地域)	484 こん包業	53 建築材料、鉱物·金属材料等卸売業
70 物品賃貸業	71 学術・開発研究機関	88 廃棄物処理業
9292 産業用設備洗浄業		

〇 鉄鋼関連産業

(ア) 特定業種

22 鉄鋼業

(イ) (ア)の関連業種

1/ (///////////////////////////////////		
05 鉱業、採石業、砂利採取業	15 印刷·同関連業	25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業	44 道路貨物運送業	47 倉庫業
481 港湾運送業(一部地域)	484 こん包業	53 建築材料、鉱物·金属材料等卸売業
70 物品賃貸業	71 学術・開発研究機関	9292 産業用設備洗浄業

〇 電子機械製造関連産業

(ア) 特定業種

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

(イ) (ア)の関連業種

11 繊維工業(一部を除く)	15 印刷•同関連業	16 化学工業(一部を除く)
17 石油製品・石炭製品製造業	18 プラスチック製品製造業	19 ゴム製品製造業
21 窯業·土石製品製造業	22 鉄鋼業	23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業	25 はん用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業(一部を除く)	29 電気機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業
32 その他の製造業(一部)	44 道路貨物運送業	47 倉庫業
481 港湾運送業(一部地域)	484 こん包業	51 繊維·衣服等卸売業
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	54 機械器具卸売業	70 物品賃貸業
71 学術·開発研究機関	72 専門サービス業(一部)	74 技術サービス業(一部)
9021 電気機械器具修理業		

〇 輸送用機械器具関連産業

(ア) 特定業種

3113 自動車部分品·附属品製造業 313 船舶製造·修理業、舶用機関製造業

(イ) (ア)の関連業種

11 繊維工業(一部を除く)	15 印刷・同関連業	16 化学工業(一部を除く)
17 石油製品・石炭製品製造業	18 プラスチック製品製造業	19 ゴム製品製造業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	21 窯業·土石製品製造業	22 鉄鋼業
23 非鉄金属製造業	24 金属製品製造業	25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業(一部を除く)	29 電気機械器具製造業
32 その他の製造業	44 道路貨物運送業	47 倉庫業
481 港湾運送業(一部地域)	484 こん包業	51 繊維・衣服等卸売業
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	54 機械器具卸売業	70 物品賃貸業
71 学術・開発研究機関	72 専門サービス業(一部)	74 技術サービス業(一部)

〇 医薬品関連産業

(ア) 特定業種

165 医薬品製造業

(イ) (ア)の関連業種

44 道路貨物運送業	47 倉庫業	481 港湾運送業(一部地域)
484 こん包業	5521 医薬品卸売業	71 学術・開発研究機関

〇 情報サービス関連産業

(ア) 特定業種

3719 その他の固定電気通信業	39 情報サービス業	40 インターネット付随サービス業
71 学術·開発研究機関	72 専門サービス業(一部)	9299 他に分類されないその他の事業サー ビス業(コールセンター)

(イ) (ア)の関連業種

特になし

〇 木材関連産業

(ア) 特定業種

12 木材・木製品製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業

(イ) (ア)の関連業種

022 素材生産業	024 林業サービス業	13 家具·装備品製造業
15 印刷·同関連業	26 生産用機械器具製造業	44 道路貨物運送業
47 倉庫業	481 港湾運送業(一部地域)	484 こん包業
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	87 協同組合	

(沿岸市町村共通) 2/2

○ 環境負荷低減エネルギー関連産業

(ア) 特定業種

291 発電用·送電用·配電用電気機械器	295 電池製造業	299 その他の電気機械器具製造業(太陽
具製造業		電池製造業)
33 電気業のうち、環境負荷低減型エネル	34 ガス業のうち、環境負荷低減型エネル	35 熱供給業のうち、環境負荷低減型エネ
ギーの供給に関するもの	ギーの供給に関するもの	ルギーの供給に関するもの

(イ) (ア)の関連業種

12 木材・木製品製造業	16 化学工業	18 プラスチック製品製造業
19 ゴム製品製造業	21 窯業·土石製品製造業	22 鉄鋼業
23 非鉄金属製品製造業	24 金属製品製造業	25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業	44 道路貨物運送業	47 倉庫業
481 港湾運送業(一部地域)	484 こん包業	53 建築材料、鉱物·金属材料等卸売業
54 機械器具卸売業	70 物品賃貸業	71 学術・開発研究機関
72 専門サービス業(一部)	74 技術サービス業(一部)	9292 産業用設備洗浄業

〇 観光関連産業

(ア) 特定業種

/ 17 元末性		
57 織物・衣服・身の回り品小売業(土産品	58 飲食料品小売業(土産品として製造さ	75 宿泊業
として製造されたものに限る。)	れたものに限る。)	
76 飲食業	785 その他の公衆浴場業	804 スポーツ施設提供業
8092 マリーナ業	8093 遊漁船業	

(イ) (ア)の関連業種

51 繊維·衣服等卸売業(一部地域)

〇 食品関連産業

(ア) 特定業種

09 食料品製造業 10 飲料・たばこ飼料製造業(一部を除く)

(イ) (ア)の関連業種

15 印刷·同関連業	18 プラスチック製品製造業	26 生産用機械器具製造業
44 道路貨物運送業	47 倉庫業	481 港湾運送業(一部地域)
484 こん包業	52 飲食料品卸売業	70 物品賃貸業
71 学術・開発研究機関		

〇 水産関連産業

(ア) 特定業種

0.3 海業	04 水産養殖業

(イ) (ア)の関連業種

15 印刷·同関連業	18 プラスチック製品製造業	26 生産用機械器具製造業
44 道路貨物運送業	47 倉庫業	481 港湾運送業(一部地域)
484 こん包業	52 飲食料品卸売業(一部)	70 物品賃貸業
87 協同組合		

〇 農業及び関連産業

(ア) 特定業種

01 農業

(イ) (ア)の関連業種

17 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)		
15 印刷•同関連業	18 プラスチック製品製造業	26 生産用機械器具製造業
44 道路貨物運送業	47 倉庫業	481 港湾運送業(一部地域)
484 こん包業	52 飲食料品卸売業	5226 茶類卸売業
70 物品賃貸業	87 協同組合	

○ 繊維関連産業 (久慈市に限る。)

(ア) 特定業種

11 繊維工業

(イ) (ア)の関連業種

特になし

| ※ 関連業種(イ)に該当する場合は、特定業種(ア)との取引関係が分かる資料(取引伝票、請求書、納品書等)を申請時に提出する必要があります。

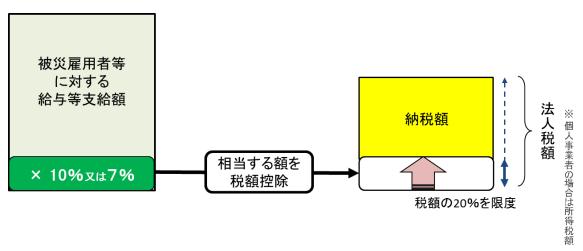
	ỗの形成及び活性化を目指す特定の業種(主事 ──	要業種)
<u>1 自動車・同付属品製造業</u> ()(ア)の業種の主要関連業種		
繊維工業	15 印刷·同関連業	16 化学工業器具卸売業(一部を除く)
プラスチック製品製造業	19 ゴム製品製造業(一部を除く)	21 窯業·土石製品製造業
<u>製鋼業</u> はん用機械器具製造業	23 非鉄金属製造業	24 金属製品製造業
電子部品・デバイス・電子回路製造業	26 生産用機械器具製造業 29 電気機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業
その他の製造業(一部)	47 倉庫業	484 こん包業
建築材料、鉱物·金属材料等卸売業	54 機械器具卸売業(一部を除く)	71 学術・開発研究機関
半導体関連産業		
	りまた。 原子の 日本 ディス 原子 日 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	要業種)
71 半導体製造装置製造業 ()(ア)の業種の主要関連業種	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
横維工業(一部を除く)	16 化学工業(一部を除く)	18 プラスチック製品製造業
ゴム製品製造業	21 窯業·土石製品製造業	22 鉄鋼業
非鉄金属製造業	24 金属製品製造業	25 はん用機械器具製造業
生産用機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業(一部を除く) 32 その他の製造業(一部)	29 電気機械器具製造業 39 情報サービス業
<u></u>	<u>32 その他の袋垣来(一部)</u> 47 倉庫業	39
繊維・衣服等卸売業(一部を除く)	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	54 機械器具卸売業(一部を除く)
学術・開発研究機関		
医薬品・医療機器関連産業		
	情の形成及び活性化を目指す特定の業種(主事)。 「おおおおります」	要業種)
5 医薬品製造業	273 計量器・計測器・分析機器・測量機械	296電子応用装置製造業及び297電気計
	器具•理化学機械器具製造業	器製造業のうち、医療用検査機器及び医療のようには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ
()(ア)の業種の主要関連業種		療用分析機器の製造に関するもの
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	15 印刷•同関連業
化学工業(一部を除く)	18 プラスチック製品製造業	19 ゴム製品製造業
窯業·土石製品製造業	22 鉄鋼業	23 非鉄金属製造業
金属製品製造業	25 はん用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業
業務用機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 32 その他の製造業	29 電気機械器具製造業 44 道路貨物運送業
<u> </u>	484 こん包業	54 機械器具卸売業
その他の卸売業	71 学術・開発研究機関	
食品関連産業		
	うまである。 近の形成及び活性化を目指す特定の業種(主題)	要業種)
食料品製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業(一部を除く)	
()(ア)の業種の主要関連業種 印刷・同関連業	18 プラスチック製品製造業	26 生産用機械器具製造業
<u> </u>	47 倉庫業	20 生産用機械器具袋垣未 484 こん包業
飲食料品卸売業	71 学術・開発研究機関	104 270 2 1
組込みソフト、ITシステム関連産業		
	責の形成及び活性化を目指す特定の業種(主	要業種)
情報サービス業	40 インターネット附随サービス業	
()(ア)の業種の主要関連業種		
はん用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業	26 生産用機械器具製造業 29 電気機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業(一部を除く) 30 情報通信機械器具製造業
その他の製造業	71 学術・開発研究機関	00 円形型目
産業用機械関連産業		
?)復興産業集積区域においてその集積	の形成及び活性化を目指す特定の業種(主	
はん用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業(一部を除く)
<u>電気機械器具製造業</u> ()(ア)の業種の主要関連業種	l	
)(ア)の乗性の主要関連乗性 	18 プラスチック製品製造業	19 ゴム製品製造業
窯業•土石製品製造業	22 鉄鋼業	23 非鉄金属製造業
金属製品製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	30 情報通信機械器具製造業
その他の製造業(一部) 全庫業	39 情報サービス業	44 道路貨物運送業
<u>倉庫業</u> 機械器具卸売業(一部を除く)	484 こん包業 71 学術・開発研究機関	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	1 · · · 1 F1	I.
	ります。 近の形成及び活性化を目指す特定の業種(主張)	要業種)
木材関連産業		14 パルプ・紙・紙加工品製造業
木材関連産業 7)復興産業集積区域においてその集積		The second secon
木材関連産業 7)復興産業集積区域においてその集積 木材・木製品製造業 ()(ア)の業種の主要関連業種		
木村関連産業 7)復興産業集積区域においてその集積 木材・木製品製造業 ()(ア)の業種の主要関連業種 家具・装備品製造業	15 印刷•同関連業	26 生産用機械器具製造業
木材関連産業 7)復興産業集積区域においてその集積 木材・木製品製造業 ()(ア)の業種の主要関連業種	15 印刷·同関連業 47 倉庫業	

■ 特区による税制の特例(復興特区法第37条~40条、43条)

◆ 国税(法人税)の特例(下記(1)~(3)は選択適用)

(1) 雇用減税 第38条

2021年3月31日までに指定を受けた個人事業者又は法人が、指定を受けた日から5年の間の復興産業集積区域内の事業所における雇用者等(※)に対する給与等支給額の10%又は7%を税額の20%を限度として控除できる。



【控除率】

2012. 3. 30~2016. 3. 31	2016. 4. 1~2019. 3. 31	2019. 4. 1~2021. 3. 31
10%	10%	<u>10%</u> • 7 %

※ 上記措置率の下線部は沿岸12市町村に限る。

(※)「雇用者等」の定義は次のいずれか

- ・ 2011年3月11日において特定被災区域に所在する事業所に雇用されていた者
- ・ 2011年3月11日において特定被災区域内に居住していた者
- ※ 特定被災区域 ⇒ 岩手県、宮城県、福島県の場合は、全県(県内全市町村)です。

特例を受けられる集積区域を有する市町村

◇ 県内全ての市町村(計 33市町村)

(注)対象は次の要件を満たす個人事業者又は法人

- ・ 認定復興推進計画に定められた産業集積事業を実施する個人事業者又は法人であること
- ・ 指定に係る復興推進事業を行うことについての適正かつ確実な計画を有すると認められる こと
- ・ 指定事業者事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること
- ・ 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること
- ・ 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること

(2) 設備投資減税(特別償却又は税額控除) 第37条

2021年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

	特別償却		
取得等時期資産等区分	2012. 3. 30 ~ 2016. 3. 31	2016. 4. 1 ~ 2019. 3. 31	2019. 4. 1 ~ 2021. 3. 31
機械及び装置	100%	50%	50% 34%
建物 建物附属設備 構築物	25%	25%	25% 17%

	税額控除※	
2012. 3. 30 ~ 2016. 3. 31	2016. 4. 1 ~ 2019. 3. 31	2019. 4. 1 ~ 2021. 3. 31
15%	15%	<u>15%</u> 10%
		<u>8%</u> 6%

※ 税額控除について

当期の法人税額の20%相当額を限度。なお、20%を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

選択適用

※ 上記措置率の下線部は沿岸12市町村に限る。

特例を受けられる集積区域を有する市町村

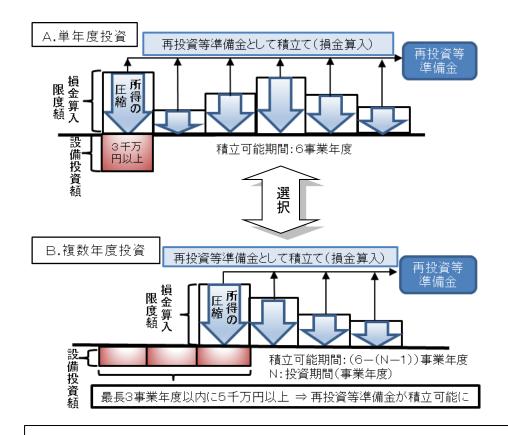
◇ 県内全ての市町村(計 33市町村)

(注) 対象は次の要件を満たす個人事業者又は法人

- ・ 認定復興推進計画に定められた産業集積事業を実施する個人事業者又は法人であること
- ・ 指定に係る復興推進事業を行うことについての適正かつ確実な計画を有すると認められること
- ・ 指定事業者事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること
- ・ 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること
- ・ 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること

(3) 新規立地促進税制 第40条

- ① 2021年3月31日までの間に指定を受けた復興産業集積区域内に本店を有する法人 (復興 推進計画認定日以降に設立)が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日 を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、 その積立額を損金の額に算入できる。
- ② 特定復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金 残高を限度に特別償却(即時償却)できる。なお、準備金の取崩し期間は5年間とする(2016 年3月31日以前に指定を受けた場合は10年間)。



特例を受けられる集積区域を有する市町村

◇ 洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、 大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市 (計 沿岸12市町村)

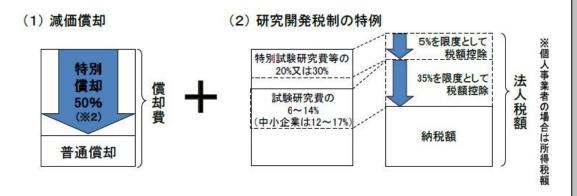
(注)対象法人の主な要件

- ・ 岩手県産業再生復興推進計画の認定の日 (2012年3月30日) 以後に設立されたこと
- ・ 復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・ 復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
- ・ 積立てを行う事業年度において復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと ただし、以下の要件等を満たす事業所は、本店のある復興産業集積区域外へ設置することが可能 (イ)法人の主たる業務以外の業務を行う事業所であること
 - (ロ) その事業所の業務を行う従業員数の合計が、法人の常時使用全従業員数の30%又は 2人のいずれか多い人数以下であること
- ・ 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・ 指定を受ける際の投資規模要件(規則第17条第1項第3号)

投資規模要件	2016. 3. 31 以前指定	2016. 4.1 以降指定
大企業	指定を受ける事業年度に3億円	同左
中小企業者等	指定を受ける事業年度に3千万円	指定を受ける事業年度に3千万円 又は最大3事業年度内で5千万円

(4) 開発研究資産減税 第39条

- ① 2021 年 3 月 31 日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた個人事業者又は法人が取得等 した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額の 50%まで特別償却ができる (※ 1)。
- ② ①の対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能(※2)。



(※1) 特別償却の償却率

2012. 3. 30~	2016. 4. 1~	2019. 4. 1~
2016. 3. 31	2019. 3. 31	2021. 3. 31
100%	50%	<u>50%</u> • 34%

- ※ 上記措置率の下線部は沿岸12市町村内の中小企業者等に限る。
- (※2) 現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じ、償却費の6~14%(中小企業者等は 12~17%)を税額控除(法人税額の 35%を上限)。さらに、大学等との共同研究等の特別試験研究費がある場合、当該研究に係る償却費の30%又は20%を税額控除(法人税額の5%を上限)。指定事業者の開発研究については、償却費を特別試験研究費の額とみなしその20%を税額控除(法人税額の5%を上限)することが可能。

特例を受けられる集積区域を有する市町村

◇ 県内全ての市町村(計 33市町村)

(注) 対象は次の要件を満たす個人事業者又は法人

- 認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する個人事業者又は法人であること
- 指定に係る復興推進事業を行うことについての適正かつ確実な計画を有すると認められること
- ・ 指定事業者事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること
- ・ 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること
- ・ 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること

(続き) (4) 開発研究用資産の特例(つづき)

(注) 適用対象資産は次のとおり

- 新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特に行われる試験研究の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するもの(開発研究用資産)で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの
- ・ 開発研究用資産とは、専ら開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、 器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウエアのうち産業集積の形成に資するものとして「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」別表第6の 上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びに ソフトウエア
- ・ なお、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、本制度の適用 はありません。

(参考)耐用年数省令表第六(抜粋)		
種 類	細 目	
	建物の全部又は一部を低温室, 恒温室, 無響室, 電磁しゃへい室, 放射性同位元素 取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	
構築物	風どう、試験水そう及び防壁	
1件未1勿	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	
工具	_	
器具及び備品	試験又は測定機器, 計算機器, 撮影機及び顕微鏡	
機械及び装置	汎用ポンプ, 汎用モーター, 汎用金属工作機械, 汎用金属加工機械その他これらに 類するもの	
	その他のもの	
ソフトウェア	_	

◆ 地方税減税

〇 地方税の課税免除 第43条

復興産業集積区域内において、施設又は設備の新設又は増設を行った場合(上記の国税の特例のうち(2)、(3)又は(4)の指定を受けた場合)は、県及び市町村で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の免除が受けられます。(※(3)は、再投資設備等の特別償却の適用を受ける施設等に限ります。)

【対象税目】事業税(県)、不動産取得税(県)、固定資産税(市町村)

【お問い合わせ先】

岩手県 復興防災部 復興くらし再建課

E-mail: AJ0004@pref. iwate. jp

TEL:019-629-6930 FAX:019-629-6944